

防災

くらし・手続き

事業者向け情報

観光・文化・スポーツ

原爆・平和

市政

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [医療・健康・衛生](#) > [感染症・難病・特定疾患](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)
> [メインメニュー](#) > [新型コロナワクチン](#) > [新型コロナウイルスワクチン接種について](#)

新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルスワクチン接種について

ページ番号：0000206315 更新日：2024年9月9日更新

【目次】

[I 令和6年度の定期接種](#)

- [1. 目的と概要](#)
- [2. 対象者](#)
- [3. 実施期間・回数](#)
- [4. 自己負担](#)
- [5. 接種の方法](#)
- [6. 使用するワクチン](#)
- [7. 関連情報](#)

[II 予防接種健康被害救済制度](#)

[III その他](#)

Latest Information
About COVID-19
(English)

メインメニュー

[感染症最新情報](#)[感染症対策](#)[新型コロナワクチン](#)[感染が判明した方へ](#)[ご家族が感染した方へ](#)[検査を検討されている方へ](#)[罹患後症状（後遺症）について](#)[宿泊・自宅療養証明書](#)[相談窓口一覧](#)

新型コロナワクチンの特例臨時接種は令和5年度末までで終了し、令和6年度以降はインフルエンザワクチンと同様、B類疾病の定期接種となります。

接種は強制ではなくあくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

I 令和6年度の定期接種

1 目的と概要

新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に、対象者を限定した定期接種を実施します。なお、接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はありません。

(定期接種以外で接種を希望する人は、任意接種となります。)

2 対象者

市民のみなさまへ

[お知らせ](#)[生活支援等](#)[保育園等・市立学校等関連情報](#)[障害のある方](#)[健康管理](#)

事業者のみなさまへ

[お知らせ](#)[事業者支援等](#)[医療事業者関連情報](#)[食品事業者関連情報](#)[福祉・介護事業者関連情報](#)[その他事業者関連情報](#)

接種日時時点で広島市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方（身体障害者手帳1級相当）

3 実施期間・回数

実施期間：令和6年(2024年)10月15日(火曜日)から令和7年(2025年)1月31日(金曜日)

※上記期間に行った接種のみが定期接種の対象となります。

回数：期間中に1回限り

4 自己負担

3,200円

※対象者のうち、以下に該当する方は接種費用が免除されます。

- ・ 生活保護世帯に属している者
- ・ 市民税・所得割非課税世帯に属している者（世帯全員が市民税・所得割非課税であること）

（接種費用が免除される方は接種時に次のいずれかの書類を提示してください。）

被保護者証明書（夜間・休日等受診用）、市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分）、介護保険料納入通知書（令和6年6月末時点で65歳以上の方に送付。記載されている所得段階が第1～第3段階で、令和6年8月以降の日付のもののみ使用可）、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、介護保険特定負担限度額認定証、介護保険利用者負担額減額・免除等認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証、中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証

5 接種の方法

接種を希望される方は、かかりつけ医等の医療機関に定期接種の可否等について相談してください。また、接種の際は住所、氏名、年齢が確認できるもの（マイナンバーカード、保険証、運転免許証等）を医療機関に提示してください。

（自己負担が免除される方はその証明書類（上記4を参照）も提示してください。）

※対象者への接種券の送付は行いません。予診票・接種票は接種を行う医療機関に置いてあります。

（参考）[厚生労働省：医療情報ネット（全国の医療機関・薬局を掲載）](#) <外部リンク>

【広島市・安芸郡以外の医療機関で接種を希望する場合】

事前に各区保健センターで申請手続きをする必要があります。申請等は10月15日（火曜日）以降の開庁日に受け付けます。詳しくは、各区保健センター地域支えあい課にお問い合わせください。

6 使用するワクチン

「JN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むこと」に対応するワクチンとして薬事承認を受けたもの（予定）

7 関連情報

[・新型コロナウイルスQ & A（厚生労働省）](#) <外部リンク>

[・接種後の副反応について（広島県）](#) <外部リンク>

各種情報

[市長メッセージ](#)

[記者発表資料](#)

[広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針](#)

[官公庁リンク先](#)

[その他関連情報](#)

見つからないときは

よくある質問と回答

Ⅱ 予防接種健康被害救済制度

[・予防接種健康被害救済制度について](#)

Ⅲ その他

[・特例臨時接種（令和5年3月31日までの接種）の接種証明書について](#)

[・これまでの報道関係資料について](#)

新型コロナウイルスワクチンに関するお問合せ

【一般的な相談について】

・各区の保健センター（平日8時30分～17時15分）

名称	所在地	電話番号
中保健センター地域支えあい課(中区地域福祉センター内)	中区大手町4-1-1	504-2528
東保健センター地域支えあい課(東区総合福祉センター内)	東区東蟹屋町9-34	568-7729
南保健センター地域支えあい課(南区役所別館内)	南区皆実町1-4-46	250-4108
西保健センター地域支えあい課(西区地域福祉センター内)	西区福島町2-24-1	294-6235
安佐南保健センター地域支えあい課(安佐南区総合福祉センター内)	安佐南区中須1-38-13	831-4942
安佐北保健センター地域支えあい課(安佐北区総合福祉センター内)	安佐北区可部3-19-22	819-0586
安芸保健センター地域支えあい課(安芸区総合福祉センター内)	安芸区船越南3-2-16	821-2809
佐伯保健センター地域支えあい課(佐伯区役所別館内)	佐伯区海老園1-4-5	943-9731

・広島市新型コロナワクチン問合せ窓口

082-504-2957

平日8時30分～17時15分

【接種後の副反応について】

・広島県新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口

082-513-2847

平日8時30分～17時15分（12時～13時は対応時間外）

【新型コロナワクチンに関する国の電話相談窓口】

・厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

0120-700-624

原則9時～21時（土日・祝日対応、対応言語により異なる）

※対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語

ポスト

いいね! 85

シェアする

LINEで送る



広島市役所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 代表電話 082-245-2111

[地図・交通手段](#)

[ご利用ガイド](#)

[よくある質問と回答](#)

[市政へのご意見・ご要望](#)

開庁時間

月曜日から金曜日

8時30分から17時15分まで（ただし、似島出張所は8時から16時45分）

※祝日・休日、8月6日、12月29日から1月3日は閉庁

※窓口へは、17時までにお越しいただきますようお願いいたします。（ただし、似島出張所は16時30分まで）

[詳細](#)



[個人情報の取り扱いについて](#)

[免責事項](#)

[RSS配信について](#)

[サイトマップ](#)

Copyright © The City of Hiroshima. All Rights Reserved.